

社会福祉法人石井記念愛染園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人石井記念愛染園（以下「当法人」という）定款第8条および定款第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては、支給しないものとする。

2. 法人業務を担当する場合は、その職位、職責に照らして使用人分の給与を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、次の通り費用(源泉税控除後)を弁償する。

ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2. 交通費および宿泊費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、その実費相当額(源泉税控除後)を別途支払うこととする。

・理事会及び評議員会等に参加した場合、及び監事が監査を実施した場合の費用弁償

20,000円(源泉税控除後)

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

付則

1. この規則は、平成28年11月22日から施行する。